

# 社会福祉法人等指導監査実施要綱

(平成6年6月1日社会第241号)

改正 平成 6. 7. 20 付け社会 412 号	平成 7. 3. 28 付け社会 1293 号
平成 8. 4. 1 付け厚政 251 号	平成 9. 4. 22 付け厚政 150 号
平成 11. 4. 1 付け厚政 277 号	平成 13. 4. 18 付け厚政 143 号
平成 14. 4. 3 付け厚政 32 号	平成 15. 4. 7 付け厚政 43 号
平成 16. 4. 16 付け厚政 117 号	平成 18. 6. 13 付け平 18 指導監査 46 号
平成 19. 6. 15 付け平 19 指導監査 51 号	平成 21. 6. 12 付け平 21 指導監査 48 号
平成 22. 9. 17 付け平 22 指導監査 134 号	平成 24. 3. 30 付け平 23 指導監査 387 号
平成 25. 7. 17 付け平 25 指導監査 69 号	平成 27. 3. 26 付け平 26 指導監査 425 号
平成 29. 6. 5 付け平 29 指導監査 23 号	平成 30. 3. 30 付け平 29 指導監査 443 号

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法その他の関係法令及び通知に基づき実施する第3条に定める社会福祉法人(以下「法人」という。)及び社会福祉施設等(以下「施設等」という。)に対する指導監査を統一的・効果的に行うため、基本的な事項を定め、もって社会福祉事業の適正かつ健全な運営を確保することを目的とする。

## (基本方針)

第2条 指導監査は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

- (1) 厚生労働省の指導監査実施方針及び県の社会福祉行政推進方策を踏まえ、これまでの指導監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施すること。
- (2) 事実の認定、適否の判断、意見の表明等に際しては、関係法令等に基づき、公正不偏かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解の下に積極的な協力が得られるよう配慮すること。
- (3) 形式的・表面的な現象の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適切な是正・改善の方策について具体的に明示し、対象となる法人及び施設等(以下「対象法人等」という。)の理解を得ながら運営水準の向上を図ること。
- (4) 安定的・継続的に良質のサービスが提供できるように、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施すること。

(改正後全文)

(指導監査の対象及び監査実施機関)

第3条 指導監査は、別表に掲げる対象法人等の区分に応じ、同表の実施機関欄に定める機関(以下「指導監査実施機関」という。)において実施するものとする。

(指導監査の区分等)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とし、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

(ア) 法人については、原則として3箇年に1回実地において実施すること。

なお、厚生労働省の社会福祉法人指導監査実施要綱の定めるところにより、周期を延長又は短縮することができる。

(イ) 施設等については、運営全般について原則として年1回実施すること。

イ 随時指導監査

対象法人等の運営等に問題が発生した場合又は通報等でそのおそれがあると認められる場合、随時実施すること。

(2) 特別指導監査

一般指導監査の結果、特に必要があると認められる対象法人等及び運営上特別の指導を要すると認められる対象法人等について実施すること。

2 特別指導監査の実施に当たっては、指導監査班を編成するものとする。

3 特別指導監査の実施方法、前項に規定する指導監査班の編成等については、指導監査実施機関が健康福祉センターと協議して定めるものとする。

4 社会福祉施設及びこれを経営する法人に係る指導監査を、同一年度に実施する場合は、これらの指導監査を原則として併せて行うものとする。

(実施方針の策定等)

第5条 指導監査実施機関は、毎年度、厚生労働省の指導監査実施方針及びこれまでの指導監査結果等を勘案し、指導監査重点指導事項(以下「重点事項」という。)を定めるものとする。

2 指導監査実施機関は、前項の重点事項に基づき、監査を実施する対象法人等に係る一般指導監査の実施方針(以下「実施方針」という。)並びに実施方法及び実施時期(以下「年間実施計画」という。)を定めるものとする。

(指導監査の事前準備)

第6条 指導監査の実施に当たっては、次に掲げるところにより事前の準備をするものとする。

(1) 実施通知

(改正後全文)

指導監査の期日、場所、派遣職員の職・氏名、準備すべき資料その他必要な事項について、実施期日の概ね2週間前までに、対象法人等に通知すること。

(2) 監査資料の提出依頼等

毎年度当初、対象法人等から別に定める様式による指導監査個別資料(以下「監査資料」という。)の提出を求めるとともに、必要に応じ、関係機関等への照会を行うこと。ただし、社会福祉協議会その他別に定める対象法人等については、実施通知の際、提出を依頼すること。

(3) 事前検討

前号に規定する監査資料及び前回までの指導監査の結果等を分析・検討し、対象法人等の運営状況をあらかじめ把握しておくこと。

(指導監査の実施)

第7条 指導監査は、実施期日において、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 趣旨説明

指導監査の開始に当たっては、その趣旨を十分説明する等、対象法人等の責任者及び関係職員の理解と協力が得られるようにすること。

(2) 実施要領

指導監査は、重点事項及び実施方針に留意の上、別に定める指導監査調書(以下「調書」という。)及び監査資料に基づいて実施すること。

(3) 講評及び指示

指導監査の終了後、対象法人等の責任者及び関係職員に対し講評を行い、是正又は改善を要すると認められる事項については、十分な理解が得られるよう指導するとともに、その是正改善を指示すること。

なお、評価すべき事項についても、可能なかぎり明示するよう努めること。

(4) 要望、意見等の聴取

講評後、対象法人等からの要望、意見等があれば、積極的に聴取するよう努めること。

(指導監査実施後の処理)

第8条 指導監査の実施後は、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 結果の検討及び復命

担当職員は、速やかに指導監査の結果について検討し、問題点を明確にした上で、調書を整理し、講評内容及び監査資料その他の関係資料を添えて上司に復命すること。

(2) 結果の通知

(改正後全文)

指導監査の結果については、遅滞なく文書により対象法人等（社会福祉施設の場合は、その経営主体を含む。）の代表者に通知することとし、是正又は改善を要する事項については、その内容を明確にし、必要に応じて是正改善方法等を具体的に指示すること。

(3) 報告依頼

前号の規定により是正又は改善を指示する事項については、期限を付して報告書の提出を求めること。

(4) 事後指導

対象法人等から報告された是正改善の措置状況について、必要があると認めるときは、事情聴取、現地確認等の方法により引続き指導を行うこと。

(5) 改善命令等

(4)の指導を行った事項について改善が図られない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法その他の関係法令に基づき、改善勧告、改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

(指導監査連絡会議)

第9条 指導監査の円滑な推進を図ることを目的とし、指導監査連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議においては、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 包括的な指導監査方針に関すること。
- (2) 特別指導監査の処理方針に関すること。
- (3) その他指導監査に係る重要事項に関すること。

3 前各項に定めるもののほか、連絡会議の設置について必要な事項は別に定める。

(適用除外)

第10条 別表の有料老人ホーム、介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業所等においては別に定める実施要綱により指導監査を行うものとし、第4条から第8条までは適用しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月20日から施行する。

(改正後全文)

- 附 則  
この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 8 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 1 4 年 4 月 3 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 1 5 年 4 月 7 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 2 2 年 9 月 1 7 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 2 9 年 4 月 2 7 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。